

定 款

株式会社バルニバービ

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 バルニバービと称し、英文ではBALNIBARBI Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店の経営及び運営
2. 飲食店の企画及び経営に関するコンサルティング業
3. 食料品、飲料の製造、加工及び販売
4. 結婚式、パーティー、宴会等の企画運営及び受託
5. セールスプロモーションの企画、立案及び実施
6. 各種イベントの企画、立案及び実施
7. 各種施設の企画、開発、運営及び経営
8. グラフィックデザイン、インテリアデザイン等の企画、設計及び施工業務
9. 商品、商標の企画及びデザイン並びに商標権の管理業務
10. 地域開発、都市開発、環境整備等に関するコンサルティング業
11. 絵画・美術品の輸出入、販売、管理、展示及び運用業務
12. インターネットを利用した通信販売業
13. インターネットを利用した情報処理サービス業務及び情報提供サービス業務
14. ソフトウェアの開発及び販売
15. 出版物の刊行
16. 食材の販売及び輸出入
17. たばこの販売並びに酒類の製造及び販売
18. フランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店に対する指導業務
19. 企業の人材育成の受託及び労働者派遣事業
20. ホテルの経営
21. 書籍及び古本の販売
22. 郵便はがき、郵便切手及び収入印紙の販売
23. 広告代理店業務
24. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
25. 不動産投資、株式投資及び投資顧問業
26. 農作物の生産、加工及び販売
27. 自社消費用の農作物の生産
28. 農作物の貯蔵及び運搬

29. 農業関連施設及び体験型観光農園の経営並びに運営
30. 雑貨、衣料品、土産品等の企画、輸出入、製造及び販売
31. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、29,112,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によつて市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 10 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使す

ることができる。

- 2 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(常勤の監査等委員)

第22条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 25 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(監査等委員会の決議方法)

第 28 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(取締役への委任)

第 29 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(報酬等)

第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 33 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 会計監査人

(選任方法)

第 34 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 37 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。

(期末配当及び基準日)

第39条 当会社は、毎年7月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当及び基準日)

第40条 当会社は、毎年1月31日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

当会社は、第33期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

平成10年9月25日制定
平成12年7月4日改定
平成12年7月25日改定
平成12年7月31日改定
平成12年9月12日改定
平成12年10月22日改定
平成13年10月28日改定
平成14年10月29日改定
平成15年10月28日改定
平成16年10月28日改定
平成18年10月30日改定
平成20年10月27日改定
平成22年10月28日改定
平成25年10月31日改定

平成26年 7月10日改定
平成26年 7月28日改定
平成26年10月30日改定
平成27年 7月 3日改定
平成27年 8月14日改定
平成27年10月29日改定
平成28年 2月 1日改定
平成28年10月27日改定
平成31年 2月 1日改定
令和元年10月29日改定
令和 2年10月29日改定
令和 4年10月26日改定
令和 5年 3月 1日改定
令和 6年10月29日改定